

**公文書館第13回企画展**  
**「公文書でたどる明治の土地制度」の開催について**

明治政府が安定財源として土地に課税し、徴収する必要から地租改正法・地租条例制定等により土地制度は、確立していきます。

明治の時代の土地制度や地方制度の概要について、本市で保存してある歴史的公文書や行政資料をもとにご紹介します。

また、今回初めて明治10年の地租改正地引絵図の大絵図（緑区長竹 3.64m×1.84m）を展示します。

- 1 開催場所** 相模原市立公文書館  
（緑区久保沢1丁目3番1号 城山総合事務所第2別館3階）
- 2 開催期間** 平成30年10月16日（火）～12月24日（月）  
**休館日** 月曜日（12月24日を除く）、第3水曜日
- 3 開催時間** 午前8時45分～午後5時00分
- 4 テーマ** 「公文書でたどる明治の土地制度」

相模原市立公文書館第13回企画展



# 公文書でたどる 明治の土地制度



## 【開催期間】

平成30年10月16日（火）から12月24日（月）  
休館日：月曜日(12月24日を除く)、第3水曜日

【開催時間】 午前8時45分～午後5時00分

【開催場所】 相模原市立公文書館

# 明治の土地制度

明治政府が財源として土地に課税し、徴収する必要から土地制度は、確立されていく。

米を収穫量に応じ年貢として納めていた江戸時代から、土地の価格の百分の三を地租として金銭で納める明治の時代に大きく変わった。

所有者（納税者）を確定するため、明治5年に複数筆を記載した壬申地券、明治6年制定の地租改正法・地租改正条例により筆ごとに作成した改正地券を発行した。

明治10年には、現在の公図の基となる地租改正地引絵図(緑区長竹分 3.64m × 1.84m の大絵図を原本展示)が作成されている。

明治12年に牧野村絵図（緑区牧野分）が作成されている。

明治17年制定の地租条例に関連する公文書として青根村地租条例・同願届様式綴があり、明治25年の地租条例改正案については、湘南村の帝国議会貴族院速記録に記述されている。

所有権等に関する法制度が明治19年制定の登記法(官報)、同23年制定の裁判所構成法、同32年制定の不動産登記法（官報）等へと変わっていき、手続き官庁も横浜区裁判所、八王子区裁判所中野出張所、中野税務署、厚木税務署へと変わり村役場あてにそれぞれの公印が押された登記関係書類が保存されている。

# 明治の自治制度

明治11年にいわゆる三新法制定（郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則）

・郡区町村編制法により、大区・小区を廃し、府県の下に郡区町村を設置、郡長・区長・戸長を配置  
同21年市制町村制制定

・市町村に独立の法人格を認め、公共事務・委理事務を処理するものとし、条例・規則の制定権付与  
**（総務省ホームページ抜粋）**

明治22年諸官庁伺上申届書には川尻村長の選挙結果について県知事の認可を受けたことが記載されている。また、条例制定についても法定外税に関わらず国の許可が必要とされ、明治期に町村権限が限定されていたことが分かる。

今回、明治22年11月国に対する特別税新設の許可申請、明治23年3月青根村あての大臣印の押された条例許可証を展示しています。

## 相模原市立公文書館

〒252-5192

相模原市緑区久保沢1丁目3番1号

城山総合事務所第2別館3階

電話 042-783-8053



## 交通のご案内

橋本駅北口からは、「橋 01 三ヶ木」行き、南口からは、「橋 08 若葉台住宅」行きのバスが多く出ています。三ヶ木方面からは橋本駅行きバスを利用、「城山総合事務所入口」で下車、徒歩3分